

# 新型コロナウイルス感染症で お困りの事業者の皆様へ

秋田県では、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で経営に支障をきたしている事業者の皆様を支援しています。経営安定や雇用の確保のため、国や県の制度をご活用ください。

## 資金繰り支援

### ○経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策枠）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上減少に直面している中小企業者の資金繰りを支援します。

- 対象者：直近3か月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少していること（直近3か月間の実績が確定していない場合には、一部見込みでも対象となりますので、ご相談ください。）
- 融資限度額：5,000万円（経営安定資金通常枠8,000万円とは別枠）
- 資金用途：運転資金、設備資金
- 貸付期間：10年以内（据置2年以内）
- 金利：年1.35%（特定の要件に該当する場合は1.15%）
- 保証料率：年0.35～1.40%（特定の要件に該当する場合は0.68%、0.56%）

【申込先：県内の取扱金融機関又は県信用保証協会】

【問い合わせ先：秋田県産業労働部 産業政策課 電話018-860-2215  
秋田県信用保証協会 本所 電話018-863-9011】

### ○セーフティネット貸付の要件緩和

一時的に業況が悪化しているものの、中期的にはその業績が回復し、発展することが見込まれる中小企業者向けの融資制度（セーフティネット貸付）の要件を緩和しています。

- 資金用途：運転資金、設備資金
- 融資限度額：中小事業7.2億円、国民事業4,800万円
- 金利：基準金利1.11%（中小事業）、1.91%（国民事業）  
[令和2年2月3日時点、貸付期間等により変動]
- 緩和内容：「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も融資対象とします。

【問い合わせ先：日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話0120-154-505】

### ○衛生環境激変対策特別貸付

業況が悪化している旅館業や飲食業等を営まれている方の経営の安定を図るため、特別の貸付制度により支援します。

- 対象者：次の要件を全て満たす方
  - ①新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方
  - ②最近1か月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること
  - ③中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること
- 資金用途：運転資金
- 融資限度額：別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）
- 金利：基準金利1.91%[令和2年2月3日時点、貸付期間等により変動]  
ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利△0.9%

【問い合わせ先：日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話0120-154-505】

※このほか、市町村が行っている融資制度などにより支援が受けられる場合があります。詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

## 雇用の維持・確保

### ○雇用調整助成金の特例措置(令和2年2月28日現在)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する雇用調整助成金制度に特例措置を設けます。

- 特例対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主  
(休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用)
  - 助成率：大企業1/2、中小企業2/3
  - 支給限度日数：1年間で100日(3年間で150日)
  - 措置内容：生産指標(売上高等10%減)の確認対象期間の短縮  
雇用指標(最近3か月の平均値)が対前年比で増加の場合も対象等
- 【問い合わせ先：県内各ハローワーク 電話番号は秋田労働局のHPでご確認ください】

### ○小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(※詳細検討中)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者に対し労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対して助成金を支給します。

- 対象事業主：①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

- ①新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
- ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

- 支給額：休暇中に支払った賃金相当額×10/10(日額上限：8,330円)
  - 適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇
- 【問い合わせ先：秋田労働局 雇用環境・均等室 電話018-862-6684】

## ■県の相談窓口

資金繰りや経営等に関するご相談は、お近くの窓口へお気軽にご相談ください。

相談窓口	所在地	電話	FAX
企業活性化・雇用対策本部 (産業政策課)	秋田市山王3-1-1県庁第2庁舎	018-860-2214	018-860-3887
県民 相談 窓口	鹿角地域振興局	鹿角市花輪字六月田1	0186-22-0457 0186-23-5574
	北秋田地域振興局	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1251 0186-63-0496
	山本地域振興局	能代市御指南町1-10	0185-55-8004 0185-55-2296
	秋田地域振興局	秋田市山王4-1-2	018-860-3313 018-860-3860
	由利地域振興局	由利本荘市水林366	0184-22-5432 0184-22-6683
	仙北地域振興局	大仙市大曲上栄町13-62	0187-63-5114 0187-63-6369
	平鹿地域振興局	横手市旭川1-3-41	0182-32-0594 0182-32-8349
	雄勝地域振興局	湯沢市千石町2-1-10	0183-73-8191 0183-72-5057

※地域振興局にあつては、地域企画課まで

※商工会議所や商工会、信用保証協会、あきた企業活性化センター(よろず支援拠点)でも相談を受け付けています。

県・経済産業省・秋田労働局のHPに最新の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

【秋田県】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/47236>

【経済産業省】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

【秋田労働局】 [https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage\\_00259.html](https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_00259.html)

〔令和2年3月6日現在〕